

旧

名古屋都市計画地区計画の決定（豊明市決定）

都市計画間米南部地区計画を次のように決定する。

名 称		間米南部地区計画				
位 置		豊明市間米町廻渡、榎山、鈍堀、島川の一部、二村台1丁目の一部				
面 積		約20.9ha				
地区計画の目標		本地区は、本市の玄関口である前後駅から東に位置し、地区の南側は都市計画道路桜ヶ丘沓掛線、北側は都市計画道路敷田大久伝線に隣接しており、第3次豊明市都市計画マスタープランの将来都市構造において「居住ゾーン」に位置づけられている。土地区画整理事業により区画道路・街区公園等の公共施設の整備を行い、中高層住宅に係る良好な居住の環境の形成を図ると共に、住宅を主体としながら一定規模以上の生活利便施設を備えた新たな市街地の形成を図ることを目標とする。				
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区を3地区に区分し、それぞれの土地利用方針により、良好な市街地環境の形成を図る。 【A地区（本地区の中央部）】 中高層の住宅並びに街区公園等を含む良好な居住環境を整備・保全する。（第一種中高層住居専用地域） 【B地区（本地区の南部及び北部）】 住宅を主体としながら一定規模以上の生活利便施設を備えた新たな市街地形成を図る。（第一種住居地域） 【C地区（本地区の東部）】 隣接する既成市街地との連続性を持たせ、ゆとりのある良好な居住環境の形成を図る。（第一種低層住居専用地域）				
	建築物等の整備の方針	A地区	B地区	C地区		
備地計区画整	関建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区
			地区の面積	約12.7ha	約3.2ha	約5.0ha

新

名古屋都市計画地区計画の変更（豊明市決定）

都市計画間米南部地区計画を次のように変更する。

名 称		間米南部地区計画				
位 置		豊明市間米町廻渡、八ツ屋、榎山の一部、島川の一部、鈍堀の一部、二村台1丁目の一部				
面 積		約20.9ha				
地区計画の目標		本地区は、本市の玄関口である前後駅から東に位置し、地区の南側は都市計画道路桜ヶ丘沓掛線、北側は都市計画道路敷田大久伝線に隣接しており、第3次豊明市都市計画マスタープランの将来都市構造において「居住ゾーン」に位置づけられている。土地区画整理事業により区画道路・街区公園等の公共施設の整備を行い、中高層住宅に係る良好な居住の環境の形成を図ると共に、住宅を主体としながら一定規模以上の生活利便施設を備えた新たな市街地の形成を図ることを目標とする。				
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区を3地区に区分し、それぞれの土地利用方針により、良好な市街地環境の形成を図る。 【A地区（本地区の中央部）】 中高層の住宅並びに街区公園等を含む良好な居住環境を整備・保全する。（第一種中高層住居専用地域） 【B地区（本地区の南部及び北部）】 住宅を主体としながら一定規模以上の生活利便施設を備えた新たな市街地形成を図る。（第一種住居地域） 【C地区（本地区の東部）】 隣接する既成市街地との連続性を持たせ、ゆとりのある良好な居住環境の形成を図る。（第一種低層住居専用地域）				
	建築物等の整備の方針	A地区	B地区	C地区		
備地計区画整	関建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区
			地区の面積	約12.7ha	約3.2ha	約5.0ha